

令和7年度第1回郡山市公契約審議会 議事録

1 開催日等

日 時：令和7年7月28日（月）午前10時30分から午前11時10分

場 所：郡山市役所西庁舎 6階 第2委員会室

2 出席者

委 員：7名

事務局：11名（市長事務局7名、上下水道局4名）

傍聴人：なし

3 議事

（1）令和6年度郡山市公契約条例の施行状況等について

【契約管理係長】資料1に基づき説明

《委員からの質問及び回答内容》

【渡邊委員】

郡山市以外の業者との契約は当然あるのだと思うが、規模や特殊性という部分で規模の大きい事案の場合、例えば市内の業者、下請けに対しては、そういった業者を使いましょうとか、そういった制限があったりする場合もあるのか。

【契約検査課長】

建設工事で説明すると、禁止事項にはなっていない。下請けについて、なるべく地元の企業を使うようにという通知は行っていないが、公契約条例のなかでは地元企業の受注機会の確保に努めるということを謳っているので、総合評価方式入札の中で下請事業者の市内の活用率が高いところは点数を増やしたり加算したりするとか、そういった取り組みは行っている。

【渡邊委員】

冒頭、財務部長からの説明にもあったように市内の健全な経済の発展ということもあったので、質問した。

【契約検査課長】

昨年度建設工事では、市内の元請けの受注率は99%を超えており、本当に大規模な特殊性のあるもの以外については地元の事業者で受注しているという状況である。

（2）労働環境報告書による報告内容について

【契約管理係長】【上下水道局総務課課長補佐】資料2に基づき説明

《委員からの質問及び回答内容》

【渡邊委員】

2-1の資料で右側の表、上から2段目の普通作業員の下請契約のほうで最低金額が905円とあり、最低賃金より下になっているがどうということか。

【契約管理係長】

資料２－１の最低金額については福島県の最低賃金改定前の期間で工事が完了しており、その時の最低賃金は900円であったため、最低賃金900円は超えた金額ということを確認している。

【渡邊委員】

今年も最低賃金が変わった場合、先に契約していた内容が途中で変わる場合は事業者から申し出がないと変わらないということになるのか。

契約している金額は今後どうなるのか、申し出があれば見直して、ということになるのか。

【契約検査課長】

価格改定等の協議があった場合には適切に応じるように各関係先に周知をしている。

入札で契約相手方を決める際に、最低制限価格を設定している。その最低制限価格が改定後の最低賃金を下回っている場合は、価格交渉というか価格改定で増額していく必要があると認識している。

その最低制限価格が最低賃金改定後の金額を上回っているような場合は、そもそもの金額が最低賃金を上回るラインで計算しているので、そこについては、相手方から申し出があった場合は協議の席にはつくが、それをもって金額を上げるということは難しいと思っている。

【渡邊委員】

途中で見直しがあった場合は、やるかやらないかは別にして、見直しには応じるということか。

【契約検査課長】

そういった状況の変化が生じたときには、協議のテーブルについてそれぞれの状況を確認しながら必要があるかどうかを検討している。

今ほどは、建物等維持管理委託のことを申し上げたが、建設工事については、既に約款の中でスライド条項というものを設けており、賃金の改定と労務費の改定、材料費の上昇などについては、変更契約の対象としており、建設工事は事例もある。

(3) 令和7年度郡山市公契約条例等に係るアンケートの実施について

【契約管理係長】 資料3に基づき説明

(4) 郡山市公契約条例施行規則の改正について

【契約管理係長】 資料4に基づき説明